

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係） 1～5（略） 6 飼料添加物一般の試験法 （1）～（12）（略） （13）抗生物質の力価試験法</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>標準品及び常用標準品 標準品は常用標準の力価を定めるための標準として、 常用標準品は抗菌性物質の力価を定めるための標準として、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>が指定する特定製造番号の抗菌性物質である。 標準品及び常用標準品は次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（14）～（38）（略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>別表第2（第2条関係） 1～5（略） 6 飼料添加物一般の試験法 （1）～（12）（略） （13）抗生物質の力価試験法</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>標準品及び常用標準品 標準品は常用標準の力価を定めるための標準として、 常用標準品は抗菌性物質の力価を定めるための標準として、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>が指定する特定製造番号の抗菌性物質である。 標準品及び常用標準品は次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（14）～（38）（略）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>